

浦 監 第 75 号
平成 19 年 12 月 11 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	辻 田	明

平成 19 年度定期監査（健康福祉部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 19 年度定期監査（健康福祉部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

健康福祉部

3．監査の実施期間

平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 11 月 2 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 社会福祉課

民生委員児童委員協議会運営費補助金及び保護司連絡協議会補助金について、補助金減額の根拠が明確でなかった。減額を行うにしても内容を検証し、適正な補助金額を算定するよう検討されたい。また、それぞれ繰越金が発生していた。内容を十分精査し、繰越金が生じないよう見直しされたい。

委託料について

- ・浦安市福祉のまちづくり導入検討事業業務委託について、監査様式作成時には契約に至っていなかった。7 月末時点では委託内容が決まっていなかったためということだが、今後は、計画的な事業執行に努められたい。
- ・福祉サービスに係る評価事業委託について、監査様式作成時には契約に至っていなかった。これから実施する予定ということだが、今後は、計画的な事業執行に努められたい。
- ・浦安市就労支援相談員派遣業務委託について、監査様式作成時には契約に至っていなかった。書類管理に不備があったとのことだが、今後は、適切な事務の管理に努められたい。

(2) 障がい福祉課

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、申請年月日のない様式があった。今後は、事務の徹底を図られたい。

(3) 高齢者支援課

短期入所施設予防給付費について、前年度決算額と当初予算額に差が見られた。理由を確認すると、隣接して特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設が開設され、定期的な短期入所施設利用者の多くが、当該施設に入居したことに伴う利用率の低下によるものとのことであった。今後は、利用率を上げるよう対策を検討されたい。

浦安駅前デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、短期入所、ケアハウスについて、それぞれの指定管理料に対する介護保険収入を確認したところ、9月末現在で約400万円から6,300万円の赤字が見られた。今後は、利用率を上げ収入の増加を図るよう対策を検討されたい。

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、申請年月日のない様式があった。今後は、事務の徹底を図られたい。

(4) 老人福祉センター

設備に係わる委託契約について、書類の状況を確認したところ、開所当初の図面は紙質の劣化により使用できず、また、小規模修繕の記録及び設計図を残していなかった。今後は、書類の管理を徹底されたい。

(5) 介護保険課

時間外等勤務について、職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、時間外勤務が多い職員がおり偏りが見られた。時間外勤務の偏りを改善するよう執務体制を見直しされたい。

(6) 健康増進課

公衆浴場環境整備等補助金について、補助金の交付に当たり、市税の滞納が無いことを確認の上、申請書の精査をするよう検討を求めた。今後は、補助金交付申請の際に納税証明書の添付を求めるなど、検討されたい。

母子保健推進員経費について、月額報酬金とは別に視察研修報酬金が予算計上されていた。目的を確認したところ、視察研修の際の日当的意味合いで計上したとのことであった。日当は廃止されていることから、見直しを検討されたい。

浦安食品衛生協会補助金について、補助金交付額に比較して、多額の繰越金が発生していた。内容を十分精査し、適正な補助金額を交付するよう検討されたい。

職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、午後5時から15分間の休憩を取得していない職員が見受けられた。早急に執務体制を見直しされたい。